

- ④ 石鎚山系エコツアー滞在プランのPR及び集客
会員企業がツアー及び宿泊プランを造成するとともに、大手旅行情報誌の会員向けメールマガジンによる情報発信等のプロモーション活動を実施した。
集客実績：6コース136名参加
インターネットを利用した宿泊プラン 268名利用
- ⑤ 石鎚山系エコツアー利用客へのアンケート実施・分析
利用客へのアンケートを実施、分析し、次年度の効果的なプロモーションの対象・方向性を検討した。
アンケート回収数：80件

第2節 生物多様性の保全

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という一つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生きている。そして、生態系内では、植物が太陽エネルギーを生物が使える形に変換し、捕食や分解などの関係によって物質循環が起き、それに伴ってエネルギーの流れができています。生態系は、食料・燃料・医薬品の原料・建築資材等を人間生活に提供し、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減など様々な恩恵をもたらすほか、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象ともなり、私たちが豊かな生活を送る上で欠くことのできないものである。

しかし、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など人間活動が直接与える影響を始め、過疎化や第一次産業の衰退に伴う里地里山の荒廃など身近な自然環境の劣化、移入生物・外来生物の影響等により、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕している。

本県においても、愛媛県レッドデータブック（平成15年2月策定）で明らかになったように、多くの野生動植物の種に絶滅のおそれが生じている。私たちが将来にわたって自然の豊かな恵みを享受し、健康で文化的な生活を確保するためにも、県民が一体となって野生動植物の多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことが重要である。

野生動植物の多様性は、様々な個体からなる多くの種がいろいろな環境の中で生息し、又は生育している状態をいい、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性の3つのレベルの多様性がある。種内の多様性とは、ある種の中での多様性で、同じ種の中でも個体ごとに異なるいろいろな「固有な特徴」を持った個体が存在することであり、遺伝子の多様性とも言われる。種間の多様性とは、多くの動植物が生息し、又は生育している状況である。生態系の多様性とは、各地にいろいろな自然があることである。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして、それが長い進化の歴史において引き継がれた結果として、生物の多様性が維持されていることが重要である。

1 国の動向

国では、平成4年の国連環境開発会議において、生物多様性を包括的に保全することを目的とした生物多様性条約（平成5年効力発生）が採択されたことを受けて、生物多

様性国家戦略（平成7年）を策定するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）を制定するなど各種施策を推進し、平成20年6月には、多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的とした「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にするとともに、保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。さらに、平成22年3月には、生物多様性国家戦略を見直し、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や生物多様性に深刻な影響をもたらす地球温暖化と生物多様性の関係について記述し、国内外の情勢を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための方向性などを明らかにし、平成22年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨のもと、戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標（2011-2020年））が採択された。平成24年9月には生物多様性国家戦略を見直し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した。

2 本県の動向

本県においても、種の保存を始めとする野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進する重要な基礎資料として、平成15年に愛媛県レッドデータブックを公表するとともに、これを踏まえ、平成17年には野生動植物保護のガイドラインとなる愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（平成17年3月）を策定し、野生動植物の多様性の保全に努め、平成20年3月には野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）を制定し、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ることとした。平成21年3月には特に保護を図る必要が認められる13種を「特定希少野生動植物」として指定するとともに、6地区を「特定希少野生動植物保護区」に指定している。

また、平成21年4月には、同条例に基づき、本県野生動植物の生息又は生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を侵略的外来生物として88種公表し、平成22年3月には、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などを取りまとめた「愛媛県外来生物対策マニュアル」を策定したところである。

さらに、平成22年8月から生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を重ね、平成23年12月に「生物多様性えひめ戦略」を策定した。

3 愛媛県レッドデータブックの作成

平成11年度から4箇年をかけて、県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、平成15年3月に、その希少性の評価、生息・生育状況等を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック（愛媛県RDB）」を作成するとともに、その内容を一般に広く普

及するために、掲載内容を県民が利用しやすいよう検索機能を持たせ、県ホームページに公開している。

このレッドデータブックは、野生動植物の種の保存への理解を広く県民に求め、自然保護・自然との共生意識を高めるとともに、開発行為における環境への配慮を促進するなど、県内の自然生態系を保全し、野生動植物の多様性を確保していくための基礎資料となるものである。

調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等は、表2-4-6のとおりである。

表 2-4-6 調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等

区分	専門分科会	調査対象分類群	愛媛県産野生動植物目録種数	レッドリスト掲載種	
				種数(対目録)	掲載種の例
動物	哺乳類	陸産哺乳類	種 49	種(%) 20(41)	ニホンカワウソウ, ツキノワグマ, ホンドモモンガ ヤマネ, クロホオビゲコウモリ
	鳥類	鳥類	309	67(22)	クマタカ, オオタカ, ヤイロチョウ
	は虫類 両生類	陸産は虫類	16	8(50)	イシガメ, ヒバカリ
		両生類	18	10(56)	カスミサンショウウオ, タルマガエル, フチサンショウウオ
	淡水魚類	淡水・汽水産魚類	177	41(23)	スナヤツメ, イシトビジョウ
	昆虫類	昆虫類	*400	151(*38)	コハネアオイトトンボ, ケンコロウ
		クモガタ類	397	6(2)	キシノウエトタケモ, コホントゲサトウムシ
		多足類	108	2(2)	トリデヤステ, イシオビヤステ
	貝類	陸・淡水産貝類	213	45(21)	ニッポソノブエガイ, ショクタケノコギセル
		淡水産甲殻類	11	3(27)	トゲナシヌマエビ, ミナシヌマエビ
	海産動物	海産哺乳類	1	1(100)	スナメリ
		海産は虫類	1	1(100)	アカウミガメ
		海産軟体動物	1,920	27(1)	カラクダツツボ, イチヨウシラトリ
		節足動物	117	15(13)	カブトガニ, ハクセンシオマネキ, アカテガニ
		その他海産動物	92	4(4)	ゴゴシマユムシ, ナメクジウオ
[動物計]			*3,829	401(*10)	
植物	高等植物	維管束以上	3,770	826(22)	ヒモラン, タキシダ, トキワハイツツジ キシマミズキ, エヒメアヤメ, シバナ, キキョウ
		蘚苔類	624	59(9)	クマノゴケ, カビゴケ
	高等菌類	高等菌類	913	56(6)	フデタケ, チョレイマイタケ, フクリョウ(マツホト), アカイタケ, ショウロ, クロカワ, マツタケ, ナメコ, ハタケチャダゴケ
計	18分類群	*9,136	1,342(*15)		

注 昆虫類の目録種数 400 種は、目録として整理されたコウチュウ目、チョウ目、トンボ目などの数であり、未整理のものを含めると、昆虫類全体で記録のある種は、最低でも 8,000 種以上とされている。

レッドリスト種数割合等、計欄の数値は、未整理のものを除いた数値である。

4 野生動植物の保護対策事業と外来生物対策の推進

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、愛媛県レッドデータブックにより明らかとなった絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急の課題である。

このため、平成 15 年度から 2 箇年をかけて、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的な考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「野生動植物の保護に関する基本指針」を策定し、この基本指針に基づく生物多様性の保全策を総合的に検討し、19 年度には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定した。

また、20 年度には同条例で規定する各施策の方向性を明確にするため、「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を作成するとともに、捕獲等を禁止する「特定希少野生動植物」13 種、開発等の行為を規制する「特定希少野生動植物保護区」6 区、野生動植物の生息等に影響を及ぼす等の侵略的外来生物 88 種を公表し、21 年度には、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などを取りまとめた「愛媛県外来生物対策マニュアル」を作成した。

さらに、平成 23 年 4 月には適正かつ効果的な保護を行うため特定希少野生動植物のうち 4 種について保護管理事業計画を定めた。

＜特定希少野生動植物 13種 (平成21年3月6日指定)＞

カスミサンショウウオ



(撮影者: 田辺真吾氏)

ダルマガエル



(撮影者: 宇和孝氏)

ハッチョウトンボ



(撮影者: 酒井雅博氏)

コガタノゲンゴロウ



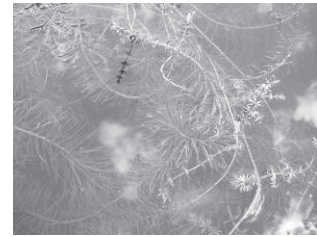
(撮影者: 酒井雅博氏)

ハマビシ



(撮影者: 小沢潤氏)

ミズスギナ



(撮影者: 永井保雄氏)

トキワバイカツツジ



(撮影者: 橋越清一氏)

サギソウ



(撮影者: 松井宏光氏)

クマガイソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

フクジュソウ



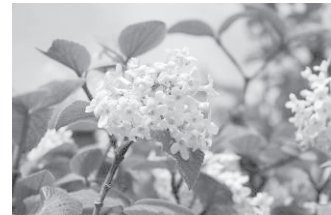
(撮影者: 永井保雄氏)

シコクカッコソウ



(撮影者: 永井保雄氏)

チョウジガマズミ



(撮影者: 橋越清一氏)

ウンラン



(撮影者: 松井宏光氏)

＜特定希少野生動植物保護区 6箇所 (平成21年3月6日指定)＞

保護区の名称	保護区の所在
片上地区カスミサンショウウオ保護区	今治市波方町樋口字大平乙 206 番 1 地先
宅間地区カスミサンショウウオ保護区	今治市宅間字ヨシヲシ乙 227 番 2
台地区ダルマガエル保護区	今治市大三島町台 530 番 3
庄内地区ハッチョウトンボ保護区	西条市且之上乙 1 番 12
織田ヶ浜ハマビシ保護区	今治市東村一丁目甲 859 番 30 地先
織田ヶ浜ウンラン保護区	今治市東村三丁目甲 582 番地先

5 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類 309種、獣類49種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息したり、摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来し、南予地方の西予市には、近年、国内で定着している唯一の野生のコウノトリが渡来している。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。

(1) 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき平成24年3月に作成した第11次鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

① イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県内全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成16年3月に策定し、被害が急増する以前の水準となる平成5年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標に、狩猟期間を延長するなど捕獲数の強化策に努めた結果、農林作物被害額の増加は抑えることができたが、依然として被害レベルは高水準であった。このため、平成24年3月に第3次イノシシ適正管理計画を策定し、引き続き、科学的・計画

的な保護管理に取り組んでいる。

○イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成16年4月1日～19年3月31日
第2次計画 平成19年4月1日～24年3月31日
第3次計画 平成24年4月1日～29年3月31日
- ・ 目 標：農産物の被害レベルを平成5年度程度に抑える
- ・ 個体数管理：平成17年度から22年度の平均捕獲頭数の2.4倍である年間25,000頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：狩猟期間を11月1日から3月15日まで1ヵ月半延長（法定の狩猟期間に対し2週間前倒し及び1ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるわなの捕獲）

② ニホンジカ適正管理計画

近年、特に南予南部地域におけるニホンジカによる農林業被害が著しく増加し、深刻な状況となっていることから、ニホンジカによる農林作物被害を軽減し、人とニホンジカとの共存を図っていくため、ニホンジカの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるニホンジカ適正管理計画を平成20年10月に策定し、対策を講じてきたが、南予南部以外の県内各地においても生息域の拡大が見られ被害が確認されたことにより、平成24年3月に、県内全域を対象とした第2次ニホンジカ適正管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

同計画においては、推定生息頭数が約16,000頭であり、適正生息頭数8,000頭を大きく上回っていることから、その生息数を適正なレベルにコントロールすることを目標としており、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

○ニホンジカ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成20年11月1日～24年3月31日
第2次計画 平成24年4月1日～29年3月31日
- ・ 区 域：第1次計画 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町
（ただし、島しょ部は除く。）
第2次計画 県内全域
- ・ 目 標：生息数を適正なレベルに抑える。
- ・ 個体数管理：生息数を適正なレベルにコントロールする年間3,500頭を目標に捕獲に努める。
- ・ 方 法：狩猟期間を11月1日から3月15日まで1ヵ月半延長（法定の狩猟期間に対し2週間前倒し及び1ヶ月延長）、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法

の一部解除（くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるわなの捕獲）、捕獲数の制限の解除（1日当たりの捕獲数は、制限なし）

③ 鳥獣保護区の指定等

平成25年度においては、鳥獣保護区9箇所を更新し、平成26年3月末現在、鳥獣保護区60箇所（うち国指定1）、特別保護地区12箇所（同1）を指定している（表2-4-7）。

表2-4-7 鳥獣保護区指定状況（平成26年3月31日現在）

指 定 区 分	鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区	
	箇 所 数	面 積(ha)	箇 所 数	面 積(ha)
大規模生息地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)
森林鳥獣生息地	34	16,177	10	1,296
集団渡来地	6	40,145	1	74
身近な鳥獣生息地	19	750.8		
計	60 (1)	66,574.8 (9,502)	12 (1)	2,172 (802)

注（ ）内は、国指定で内数

④ 鳥獣保護員の配置

平成25年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護員を県内に52名配置し、鳥獣保護事業の円滑な運営を図っている。

⑤ 愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

⑥ 生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。平成25年度における捕獲の状況は、表2-4-8のとおりである。

表2-4-8 有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獣 類	
種 別	数 量	種 別	数 量
カラス類	4,660(羽)	ノウサギ	56(羽)
ヒヨドリ	1,389(羽)	イノシシ	10,877(頭)
スズメ類	231(羽)	ニホンジカ	2,209(頭)
ドバト	366(羽)	ニホンザル	325(頭)
キジバト	22(羽)	タヌキ	1,437(頭)
その他	25(羽)	その他	747(頭)
計	6,693	計	15,651

⑦ ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。平成23年度の

ガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-4-9のとおりである。

表2-4-9 生息調査結果

調査箇所	調査面積 (ha)	個 体 数 (羽)	
283	21,674.7	ガン・ハクチョウ類	1
		カモ類	22,369
		計	22,370

(2) 適正な狩猟の推進

平成26年3月現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類28種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第11次鳥獣保護事業計画に基づいて、休猟区及び特定猟具使用禁止区域の指定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

① 狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

平成25年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-4-10及び表2-4-11のとおりである。

表2-4-10 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種 別	法第49条第1号該当者			そ の 他 の 者			合格者
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	計
網猟	1	1	1	0	0	0	1
わな猟	49	47	43	259	257	205	248
第一種銃猟	14	14	11	57	53	44	55
第二種銃猟	1	1	1	6	6	6	7
計	65	63	56	322	316	255	311

注1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者及び災害その他やむを得ない事由により狩猟免許の更新を受けることができなかった者をいう。

2 「網猟」は網、「わな猟」はわな、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃

表2-4-11 狩猟者登録者数内訳

(単位：人)

登録の種類	県内者	県外者	計
網猟	6	0	6
わな猟	1,588	12	1,600
第一種銃猟	2,079	73	2,152
第二種銃猟	85	0	85
計	3,758	85	3,843

② 休猟区の指定

狩猟鳥獣の保護を図るため、第11次鳥獣保護事業計画に基づき、平成25年度に30箇所、延べ49,995haの休猟区を指定するとともに、平成22年度に指定した36箇所